

大阪女学院大学大学院研究科規則

(主旨)

第1条 大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導の内容、授業科目の内容及び単位数並びにこれらの履修方法等について、大阪女学院大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めているほかは、本規則の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表第1(博士前期課程)及び別表第2(博士後期課程)のとおりとする。

(教育方法の特例)

第3条 本研究科における授業及び研究指導について、学長は教育上必要と認める場合、研究科教授会の意見を聴き、通例と異なる特定の時間又は時期における授業又は研究指導を許可する。

(博士前期課程の履修方法及び修得単位数)

第4条 博士前期課程においては、別表第1に掲げる授業科目のうち、次の各号に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

- (1) 研究基礎科目から、必修科目8単位に加え、選択必修科目として6単位以上を修得すること。
- (2) 領域別研究科目群から、必修単位2単位に加え、選択必修科目として、12単位以上を修得すること。
- (3) 領域別実践演習科目群から2単位以上を修得すること

(博士後期課程の履修方法及び修得単位数)

第5条 博士後期課程においては、別表第2に掲げる授業科目のうち、次の各号に定める履修方法により20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

- (1) 領域別特殊演習科目群から、必修科目8単位に加え、選択必修科目として10単位以上を修得すること。
- (2) 領域別特殊実践演習科目群から2単位以上を修得すること

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第6条 他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)における授業科目の履修については、研究科教授会の意見を聴き、教育上必要と認める場合、学長がこれを許可する。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度として、

本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条 学生が本研究科に入学する前に大学院(外国の大学の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の場合において、研究科において修得した単位以外のものについては、10単位を限度とする。ただし、転入学者及び再入学者については、この限りでない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 学生は、職業を有している等の事情により、大阪女学院大学大学院学則第8条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望することができる。

2 前項に定める者を長期履修生とする。

3 学生が長期履修生となることを希望した場合、学長が研究科教授会の意見を聴き、必要と認める場合これを許可する。

(履修計画)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、指導教員の指導を受けて選定し、所定の期日までに事務局担当部署に届け出なければならない。

2 1年次に履修できる単位数の上限は、原則として博士前期課程は26単位以内、博士後期課程は14単位以内とする。

3 授業科目の取り消しを希望する場合、学生は授業開始後3週間以内に、事務局担当部署に届け出なければならない。

(単位の認定)

第10条 単位修得の認定は、筆記試験若しくは口述試験又は研究報告等により行うものとし、合格者に所定の単位を与える。

2 試験等を受験できなかった者に対する追試験については、大阪女学院大学教務内規の規定を準用する。

(単位の認定の時期)

第11条 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が終了する学年又は学期の末において行う。ただし、特別の事情があるときは、学長は研究科教授会の意見を聴き期日を変更することができる。

(成績評価)

第12条 授業科目の成績評価は、上位よりA(100～80点)、B(79～70点)C(69～60点)、F(59点以下)の4段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はPと表示する。

(成績評価結果への問い合わせ)

第13条 成績評価の結果について、疑問等がある場合、学生は、事務局担当部署に問い合わせをすることができる。

2 前項の問い合わせに対し、事務局担当部署は、当該学生と面談の上、速やかに回答しなければならない。

(転入学者の単位換算)

第14条 他大学の大学院から転入学した学生が、その大学院で修得した単位を本研究科の単位に換算することを希望した場合の認定については学長が定める。

(指導教員)

第15条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに、指導教員を置く。

2 研究科博士前期課程の学生の指導教員は、原則として1人とする。

3 研究科博士後期課程の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人以上とする。

4 指導教員は、研究科専任の教員をもって充てる。

5 学長は、博士前期課程及び博士後期課程に入学した学生について、学生から提出された研究計画に基づき、大学院教授会の議を経て、速やかに指導教員を定めなければならない。

6 学修上の理由により、研究科長の許可を得て、指導教員を変更することができる。

(学位論文等の提出)

第16条 学位論文又は特定課題研究の成果は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに提出されなければならない。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第17条 学位論文又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験については、大阪女学院大学大学院学位規程の定めるところによる。

(学位論文計画書の提出)

第18条 学生は、研究計画書を所定の期日までに提出しなければならない。

第19条 (廃止)

(成績通知)

第20条 成績通知は、学生本人に行う。原則として学生は指定された日時に成績通知書を受領するものとする。

2 成績評価に対する異議申立の手續については、大阪女学院大学成績評価異議申立に関する規程を準用する。

(成績証明書の発行)

第21条 単位を修得した者に対しては、所定の様式により、成績証明書を発行する。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学院運営会議が行う。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表第1 博士前期課程 (M)

		学科目名	単位	
			必修	選択
研究基礎科目群		国際関係論 (Theory of International Relations)		2
		紛争転換論 (Theory and Practice of Conflict Transformation)		2
		教育協力政策論 (Policy of International Cooperation in Education)		2
		比較政治論 (Theory of Comparative Politics)		2
		国際人権論 (Theory of International Human Rights)		2
		多文化共生社会論 (Contemporary Multicultural Societies)		2
		国際法 (International Law)		2
		政策データ分析法 (Data Analysis for Policy Making)		2
		プレゼンテーション及び面接演習 (Presentation and Interview Skills)		2
		研究調査方法論 (Research Methodology)		2
		国際人権法 (International Human Rights Law)		2
		小計 (11 科目)		22
領域別研究科目群	平和・共生	平和・安全保障論 (Theory of Peace and Security)		2
		比較文化理論 (Comparative Study of Culture)		2
		ワークショップ演習 (Theory and Practice on Workshops)		2
		ODA 政策論 (ODA Policy)		2
		日本文化論 (Japanese Culture)		2
		国際環境法 (International Environmental Law)		2
	人権・開発	人権教育論 (Human Rights Education)		2
		ジェンダー論 (Gender Theory)		2
		マイノリティ権利論 (Minority Rights)		2
		開発教育論 (Theory of Development Education)		2
		市民政治論 (Theory of Civil Politics)		2
		難民・強制移民と人権 (Refuges, Forced Migration, and Human Rights)		2
	関連科目	多国籍企業論 (Theory of Multi-National Enterprises)		2
		企業の社会的責任論 (Corporate Social Responsibilities)		2
		国際協力 NGO 運営論 (Management of NGOs for International Cooperation)		2
		現代イスラム論 (Modern Islamism)		2
		アジア政治経済論 (Theory of Politics and Economies in Asia)		2
		研究論文執筆法 (Graduate Writing)		2
		国際共生特別演習 (Special Seminar for International Collaboration and Coexistence)	2	
		研究指導M I (Research Guidance M I)※		2
		研究指導M II-1 (Research Guidance M II-1)※		2
		研究指導M II-2 (Research Guidance M II-2)※		2
	小計 (22 科目)	2	42	
演習科目群	領域別実践	フィールドワーク (Fieldwork)		2
		インターンシップ (Internship)		2
		小計 (2 科目)		4
合計 (35 科目)			2	68

※修了要件外科目

別表第2 博士後期課程（D）

		学科目名		単位	
				必修	選択
領域別特殊研究科目群	平和・共生	平和・安全保障研究	(Research on Peace and Security)		2
		多文化共生社会論研究	(Research on Multicultural Societies)		2
		紛争転換研究	(Research on Conflict Transformation by Peaceful Means)		2
		国際関係論研究	(Research on International Relations)		2
		軍縮国際法研究	(Research on International Disarmament Law)		2
		ファシリテーション・メディエーション研究	(Research on Facilitation and Mediation)		2
		国際環境法研究	(Research on International Environmental Law)		2
	人権・開発	国際市民社会論研究	(Research on International and Civil Society)		2
		地域人権システム論研究	(Research on Regional Systems for Human Rights)		2
		開発教育論研究	(Research on Development Education)		2
		比較人権法研究	(Comparative Research on Human Rights Law)		2
		教育協力政策研究	(Research on Policy of International Cooperation in Education)		2
		国際人権論研究	(Research on International Human Rights)		2
		研究指導	研究指導DⅠ-1	(Research Guidance DⅠ-1)	2
	研究指導DⅠ-2		(Research Guidance DⅠ-2)	2	
	研究指導DⅡ-1		(Research Guidance DⅡ-1)	2	
	研究指導DⅡ-2		(Research Guidance DⅡ-2)	2	
	研究指導DⅢ-1		(Research Guidance DⅢ-1)		2
	研究指導DⅢ-2		(Research Guidance DⅢ-2)		2
	小計 (19科目)			8	30
領域別特殊実践演習科目群	フィールドワーク特別演習	(Doctoral Fieldwork)		2	
	インターンシップ特別演習	(Doctoral Internship)		2	
	小計 (2科目)			4	
合計 (21科目)				8	34